

千葉県学校生活協同組合

退職組合員資格規程

(総則)

第1条 この規程は定款第6条第2項、第8条、第9条第2項、第10条、第11条および第12条に基づき、退職組合員について定めるものである。

(退職組合員資格加入の申込)

第2条 退職後も引き続き組合員になろうとする者は、定款第8条第1項により、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 組合員でない者が退職後に組合員になろうとする場合も、前項に定める方法とする。

(退職組合員資格の承認)

第3条 この組合は、前条の加入承認申請書を受理したときは、理事会の議決により退職組合員加入（以下、組合員という）を承認する。ただし、加入申請を拒むことにつき理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。

(出資)

第4条 組合員の出資は、退職組合員資格規程細則で定める。

(組合員資格の喪失)

第5条 この組合は、組合員が次の各号に該当する場合は、組合員資格を喪失し脱退とする。

(1) 定款第9条第2項に定める届出の義務（氏名もしくは住所変更）を履行しないとき

(2) 定款第10条（自由脱退）および第11条（法定脱退）に定める脱退に該当するとき

(3) 定款第12条に定める除名（1年間組合事業を利用しない・債務の支払い不履行・組合事業の妨げまたは信用失墜行為）に該当するとき

(脱退組合員の払い戻し請求権)

第6条 本規定第5条により脱退した組合員は、定款第13条第1項の(1)号、(2)号の定めにより、その払込済出資額の払い戻しをこの組合に請求することができる。

(出資金の払戻しの停止)

第7条 この組合は、前条の規定に関わらず定款第13条第2項および第3項の定めにより、出資金の払い戻しを停止することができる。

(出資金の払い戻し請求権の事項)

第8条 本規定第5条により、脱退した組合員の出資金払い戻し請求権は、消費生活協同組合法第23条の規定により、組合員脱退のときから2年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(実施規則)

第9条 この規程および定款に定めるもののほか、退職組合員資格に関する取扱について必要な事項は、退職組合員資格規程細則で定める。

退職組合員資格規程細則

この細則は、定款および退職組合員資格規程（以下、規程という）に基づき、退職組合員資格の取り扱いならびに諸事項について定める。

第1条 退職後も引き続き組合員になろうとする者は、この組合に定める「加入承認申請書」により申込をする。

2 組合員でない者が退職後に組合員になろうとする場合も、前項に定める「加入承認申請書」により申込をする。

3 この組合は、2項の申請を承認したときは、申請をした者にこの組合が発行する「組合員証」を送付し通知するものとする。

第2条 出資は、下記の各号の方法とする。

(1) 前条第1項の場合は、退職時の出資金の内1,500円をこの組合に出資する。

(2) 前条第2項の場合は、1,500円をこの組合の指定する請求方法で支払いをする。

第3条 組合員証（DC/VISA機能付・DC/VISA機能無、デジタル組合員証）は、下記の各号とし、組合員番号は退職時の番号を継続する。

(1) 第1条第1項により加入を承認した組合員の組合員証は、退職時のものを継続する。ただし、組合員証を希望しない者は、この組合に返却するものとする。

(2) 第2条第1項により加入を承認した組合員の組合員証は、加入承認後に交付する。

ただし、加入を承認した者がデジタル組合員証を登録した場合はこの限りではない。

第4条 組合員の利用できる事業は、下記の各号とする

(1) 組合が指定する、カタログ・チラシ（Webショッピングを含む）および都度案内する物販事業。

(2) 明治安田生命保険相互会社、アメリカンファミリー生命保険相互会社、東京海上日動火災保険株式会社および団体保険のうち、退職後継続可能な各種保険。

ただし、この組合が取り扱っている保険に限定する。

(3) この組合が利用を認めた指定店利用、セレモニー・住宅および組合員証提示による特約店・提携店利用。

(4) この組合が取り扱っているガソリンカード利用。

(5) その他、理事会で議決しその都度案内する事業。

第5条 前条(1)号ならびに(2)号は、この組合が指定する利用代金請求方法で支払うこととする。

2 前条(3)号の利用代金は、指定店についてはこの組合が指定する利用代金請求方法で支払うこととし、特約店および提携店については組合員が直接支払うものとする。

3 前条(4)号に規定するガソリンカード利用代金は、この組合が指定する利用代金請求方法で支払うこととする。

4 前条(5)号の支払方法については、その都度決定し案内する。

5 本条第1項ならびに第2項の指定店利用、第3項の支払いについては、原則、銀行口座登録とし、銀行口座登録が困難な場合は払込票での支払いとする。

第6条 本規程第5条の脱退の場合は、出資金払戻請求書をこの組合に提出するとともに、組合員証ならびに第4条第4号に規定するカードをこの組合に返却するものとする。

第7条 本規程第5条(2)号自由脱退は、事業年度の末日（3月31日）の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退とする。

第8条 組合員の住所等の現況確認は、1年に1回この組合からの通知により行うものとする。

第9条 本細則第6条の「出資金払戻請求書」第8条の「現況確認用の用紙」は、1年に1回この組合からの通知を送付する際に同封するものとする。

第10条 この細則の改廃は、理事会において3分の2以上の多数により行う。